

第2章 申請手続の概要

1 申請及び指定に関する流れ

(1) 事前相談

① 相談窓口

事業所の指定申請を検討する際には、必ず、事前に8ページに記載の相談・申請窓口に電話で相談してください。

② 相談時期

相談は随時受け付けますが、事業を開始しようとする3ヶ月以上前までに相談するようにしてください。

③ 相談受付時間等

土日・祝日及び年末年始を除く開庁日の8：45から17：00までとなります。

(2) 申請書の受付

① 受付窓口

8ページに記載の相談・申請窓口で受け付けています。

② 受付時期

書類が全て整わないと受付できません。

事業を開始しようとする1ヶ月以上前までに申請書及び関係書類を窓口に提出してください。

③ 申請書の提出方法

申請へ郵送（簡易書留）により提出してください。

④ 申請手数料

無料です。

(3) 指定

① 審査

申請書及び添付書類の記載内容等に不備がある場合には、担当者が電話等で確認の上、再提出や補正を求める場合があります。

また、現地確認を行う場合があります。その際には管理者又はサービス管理責任者の立会が必要です。

② 指定

審査の結果、指定要件を満たしていると判断された場合に指定します。

指定を決定した際には、申請者あて通知します。

申請書及び添付書類等が完備した状態から指定までの標準的な期間は、土日祝日等の閉庁日を除き14日前後です。

(4) 公示

事業所の指定、廃止、辞退、取消があった場合は、当該事業所名、所在地、サービスの種類等について公示します。

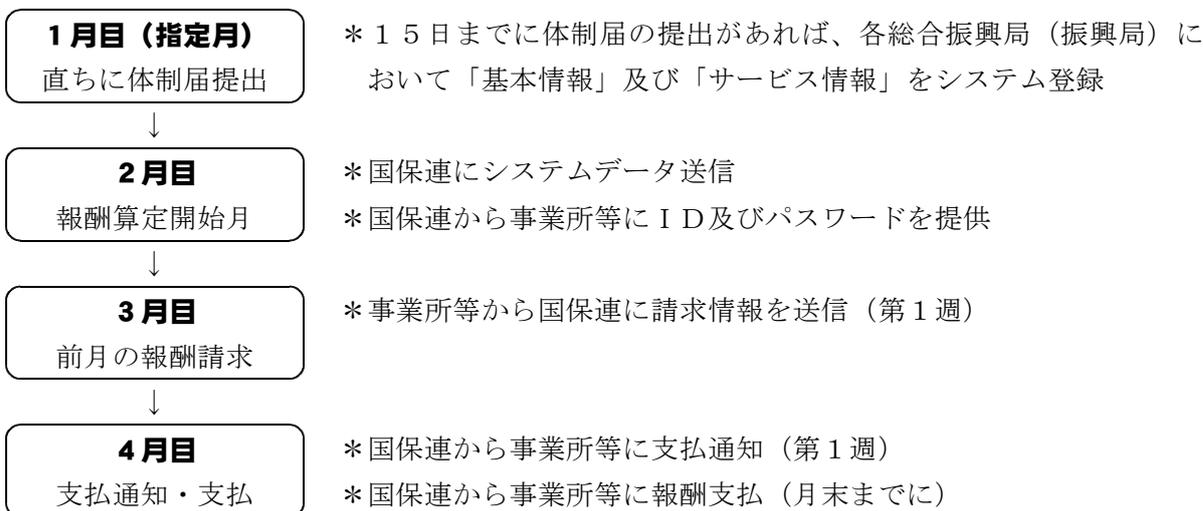
公示内容は、北海道保健福祉部福祉局施設運営指導課のホームページで公開しています。

<公開先> 北海道の公式ホームページ → 保健福祉部 → 施設運営指導課
→ 社会福祉法人・施設等の一覧

【URL：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kyoutsuu/ichiran/ichiran.htm>】

2 指定後の流れ

- ※ 体制届は **131ページ**、指定後の各種手続きは **133ページ**を参照してください。
- ※ 報酬（自立支援給付費等）の請求の詳細は、**133ページ**（第6章-1-(2)）掲載の北海道国民健康保険団体連合会（国保連）へお問い合わせください。
- ※ 既存事業所等も、事業者（設置者）が変更になった場合は新規申請扱いとなりますので、ご注意ください。



3 相談・申請窓口

各障害福祉サービス事業所の所在地を所管する各総合振興局（振興局）の社会福祉課となります。なお、札幌市、函館市、旭川市所在の事業所については、それぞれの市役所担当課が窓口となります。

機関名	所在地・連絡先	所管市町村
空知総合振興局 保健環境部 社会福祉課	〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目1 空知合同庁舎内 電話：0126-20-0109	夕張市 岩見沢市 美唄市 芦別市 赤平市 三笠市 滝川市 砂川市 歌志内市 深川市 南幌町 奈井江町 上砂川町 由仁町 長沼町 栗山町 月形町 浦臼町 新十津川町 妹背牛町 秩父別町 雨竜町 北竜町 沼田町
石狩振興局 保健環境部 社会福祉課	〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館5階 電話：011-204-5864	江別市 千歳市 恵庭市 北広島市 石狩市 当別町 新篠津村
後志総合振興局 保健環境部 社会福祉課	〒044-8588 倶知安町北1条東2丁目 後志合同庁舎内 電話：0136-23-1936	小樽市 島牧村 寿都町 黒松内町 蘭越町 ニセコ町 真狩村 留寿都村 喜茂別町 京極町 倶知安町 共和町 岩内町 泊村 神恵内村 積丹町 古平町 仁木町 余市町 赤井川村
胆振総合振興局 保健環境部 社会福祉課	〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4-1 むろらん広域センタービル内 電話：0143-24-9841	室蘭市 苫小牧市 登別市 伊達市 豊浦町 壮瞥町 白老町 厚真町 洞爺湖町 安平町 むかわ町
日高振興局 保健環境部 社会福祉課	〒057-8558 浦河町栄丘東通56 電話0146-22-2559	日高町 平取町 新冠町 浦河町 様似町 えりも町 新ひだか町
渡島総合振興局 保健環境部 社会福祉課	〒041-8558 函館市美原4丁目6-16 渡島合同庁舎内 電話0138-47-9536	北斗市 松前町 福島町 知内町 木古内町 七飯町 鹿部町 森町 八雲町 長万部町
檜山振興局 保健環境部 社会福祉課	〒043-8558 江差町字陣屋町336-3 電話：0139-52-6654	江差町 上ノ国町 厚沢部町 乙部町 奥尻町 今金町 せたな町

上川総合振興局 保健環境部 社会福祉課	〒079-8610 旭川市永山6条19丁目1-1 上川合同庁舎内 電話：0166-46-4982	士別市 名寄市 富良野市 鷹栖町 東神楽町 当麻町 比布町 愛別町 上川町 東川町 美瑛町 上富良野町 中富良野町 南富良野町 占冠村 和寒町 剣淵町 下川町 美深町 音威子府村 中川町 幌加内町
留萌振興局 保健環境部 社会福祉課	〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1-2 留萌合同庁舎内 電話：0164-42-8319	留萌市 増毛町 小平町 苫前町 羽幌町 初山別村 遠別町 天塩町
宗谷総合振興局 保健環境部 社会福祉課	〒097-8558 稚内市末広4丁目2-27 電話：0162-33-2985	稚内市 猿払村 浜頓別町 中頓別町 枝幸町 豊富町 礼文町 利尻町 利尻富士町 幌延町
オホーツク総合振興局 保健環境部 社会福祉課	〒093-8585 網走市北7条西3丁目 網走合同庁舎内 電話：0152-41-0690	北見市 網走市 紋別市 美幌町 津別町 斜里町 清里町 小清水町 訓子府町 置戸町 佐呂間町 遠軽町 湧別町 滝上町 興部町 西興部村 雄武町 大空町
十勝総合振興局 保健環境部 社会福祉課	〒080-8588 帯広市東3条南3丁目1 十勝合同庁舎内 電話：0155-27-8518	帯広市 音更町 士幌町 上士幌町 鹿追町 新得町 清水町 芽室町 中札内村 更別村 大樹町 広尾町 幕別町 池田町 豊頃町 本別町 足寄町 陸別町 浦幌町
釧路総合振興局 保健環境部 社会福祉課	〒085-8588 釧路市浦見2丁目2-54 電話：0154-43-9254	釧路市 釧路町 厚岸町 浜中町 標茶町 弟子屈町 鶴居村 白糠町
根室振興局 保健環境部 社会福祉課	〒087-8588 根室市常盤町3丁目28番地 電話：0153-23-6915	根室市 別海町 中標津町 標津町 羅臼町

4 主な法人所轄庁、定款への記載方法等

(1) 主な法人所轄庁の窓口

法人種別	法人所轄庁	窓口
株式会社、有限会社、合名会社、 合同会社、合資会社		法務局
社会福祉法人（北海道所管）	北海道知事	各総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課
社会福祉法人（各市所管）	各市長	各市社会福祉法人担当課
医療法人	北海道知事	北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課
社団法人	（法人認可をした所轄庁）	
財団法人	（法人認可をした所轄庁）	
農業協同組合	北海道知事	北海道農政部農業経営局農業経営課
生活協同組合	北海道知事	北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課
特定非営利活動法人（NPO）	北海道知事	北海道環境生活部くらし安全局道民生活課

(2) 法人登記や定款の「事業名」の記載方法

指定申請の際は、**法人登記**を完了させておいてください。

登記事項証明書の「**事業名**」が**適合しないもの**は申請を受理できませんので、留意願います。

なお、特定非営利活動法人（NPO法人）については、定款変更や**変更登記**の手続きに6ヶ月程度かかる場合がありますので、留意してください。

① 社会福祉法人の場合

次のとおり記載してください。

- ・ 第一種社会福祉事業 障害者支援施設の経営
- ・ 第二種社会福祉事業 障害福祉サービス事業の経営／一般相談支援事業の経営

② 社会福祉法人以外の法人の場合

①の社会福祉法人の場合に準じて、記載願います。

<例>

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業

5 社会福祉法上の届出等

障害者支援施設を実施する場合、第一種社会福祉事業に該当するため、社会福祉法上の届出が必要となります。

障害者支援施設以外の障害福祉サービス事業については、第2種社会福祉事業に該当しますが、障害福祉サービス事業等の開始を届け出ることにより社会福祉法上の届出は不要です（「障害福祉サービス事業等開始届」。91ページ参照。）。